

超高齢社会における新しい介護食品（スマイルケア食）の取組

桃野慶二

Work on New Nursing Care Foods in a Rapidly Aging Society

Keiji Momono

抄 録

我が国では、超高齢社会が到来している中、介護食品の潜在的なニーズが約 2.9 兆円（農林水産省試算）ある一方、現状では市販の介護食品の市場規模は約 1,100 億円（平成 26 年）にとどまっている。この差の大きさからみても、介護食品の存在、おいしさ、使いやすさ等についての認知度の向上が課題となっている。

こうした中、農林水産省では、平成 25 年 2 月以降、医療、介護関係者、メーカー、流通等の関係者に参画いただきながら、介護食品をめぐる課題解決に向けた具体的な検討を進めてきた。平成 27 年 4 月からは、今までバラバラだった規格基準の標準化に向けて、具体的な運用について、検討を進めている。

キーワード

介護食品，低栄養予防，普及推進

I. 取組の背景

我が国では、65 歳以上の高齢者人口が、現在の 4 人に 1 人（平成 26 年）から、10 年後には 3 人に 1 人となることが予想され、超高齢社会が到来している。

このような状況の中、介護食品の潜在的なニーズは約 2.9 兆円（要介護（要支援）認定者数 584 万人（平成 25 年度）×介護保険上の 1 日当たりの食費の基準費用額（1,380 円）×365 日。農林水産省試算）ある一方、現状では市販の介護食品の市場規模は約 1,100 億円（平成 26 年）にとどまっている。ここ数年で、介護食品は事業者の努力もあり、味、見た目、柔らかさ等の改良が重ねられ、食べやすく、価格も下がってきている。しかしながら、このように潜在的なニーズに対する市場規模の差が大きく見られるのは、介護食品の存在自体を知らない人が多数存在し、必要としている人に必要なものが届いていない状態であるということが考えられる。このようなことから、超高齢社会の中で検討が必要な事項として、介護食品の存在、おいしさ、使いやすさ等についての認知度の向上が課題となっている。

II. 介護食品に関する検討経緯

こうした中、農林水産省では、介護食品市場の拡大を通じて、食品産業、ひいては農林水産業の活性化を図るとともに、国民の健康寿命の延伸に資するべく、平成 25 年 2 月から同年 7 月にわたり「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」（以下、「論点整理の会」という）を開催し、医療、介護関係者、メーカー、流通等の関係者を交えて、これまで議論されたことの無かったいわゆる介護食品について論点を整理した。また、同会議で挙げられた課題について具体的な議論を進めるため、同年 10 月から平成 27 年 3 月にわたり「介護食品のあり方に関する検討会議」及び、検討会議の下に、個別のテーマごとにワーキングチーム（定義に関するワーキングチーム、認知度向上に関するワーキングチーム、提供方法に関するワーキングチーム、社会システムに関するワーキングチーム）を設置し、具体的な検討を行ってきた。

III. 介護食品の捉え方に関する検討

論点整理の会では、「現在、介護食品については、種類が多く、そもそも「介護」と名のついた商品がな

「新しい介護食品」の考え方

[対象者]
 原則、在宅の高齢者や障がい者の方であって、
 ○食機能（嚥むこと、飲み込むこと）に問題があることから栄養状態が不良
 ○食機能に問題があるが、本人又は介護を行っている方の食内容や食形態の工夫により栄養状態は良好
 ○食機能に問題はないが、栄養状態が不良
 十上記に移行する恐れのある人

[内容]
 ・単品としての加工食品（レトルト食品など）
 ・個々の食品が組み合わせられた料理
 ・料理を組み合わせた一食分の食（配食サービス、宅配食など）

[配慮すべき点]

・美味しさ	・ QOL (Quality of life (生活の質)) の向上
・低栄養の改善	・見た目の美しさ
・食べやすさ	・入手のしやすさ
・食べる楽しみ	・コストへの配慮

[対象外]
 ・治療食・病院食
 ・形状がカプセル・錠剤のもの

図1 「新しい介護食品」の考え方（イメージ図）

いなど、その定義が明確でない」ということが指摘され、「まずは介護食品について、どこまでの範囲を対象とするかといった定義を明らかにすることが最優先の課題」とされた。

そこで、定義に関するワーキングチームにおいて、これまで「介護食品」と呼ばれてきたものの範囲を、どのように捉えたらよいかについて検討し、高齢者のみならず、食機能（嚥むこと、飲み込むこと）や栄養に関して問題があるという方々に、幅広く利用していただけるよう、介護食品の範囲をより広い領域の「新しい介護食品」として捉え直し、『新しい介護食品』の考え方」として整理した（図1）。

「新しい介護食品」の対象者は原則、在宅の高齢者や障がい者であって、「嚥むこと、飲み込むことに問題がある人」「そうした問題はないが栄養状態が悪い人」としている。また、「このような状態に移行する恐れのある人」も対象としている。

配慮すべき点としては、低栄養の改善やQOL向上だけでなく、美味しさ、見た目の美しさ、食べる楽しみや入手のしやすさなどを挙げており、食品形態は単品の加工食品、それらを組み合わせたメニュー、1食分の食事とした。なお、治療食や病院食、形状がカプセル・錠剤のものは対象から外している。

IV. 愛称の決定

論点整理の会において、「『介護食品』という名称に抵抗感や拒否感があるとの声がある」との課題が挙げられたことを受け、認知度向上ワーキングチームでは、「新しい介護食品」が高齢者のみならず、障がい

のある子どもから高齢者まで幅広い方々に利用していただけるよう、公募により愛称を募集の上、決定した。

「新しい介護食品」の愛称公募には、1,091件もの応募があり、平成26年11月11日（介護の日）に、「スマイルケア食」と決定された。

この愛称には、応募者の「介護食品の利用により、介護する方・される方の双方が笑顔になれるように」との思いが込められている。

また、この愛称と併せ、スマイルケア食を広く国民の皆様を知っていただき、身近に感じてもらえるよう、スマイルケア食普及推進ロゴマーク及び普及推進テーマソングを作成した。これらについては、事業者等から多数の利用申請を期待している（図2, 3）。

V. スマイルケア食の分類

愛称と同時に、小売店等で商品を選択する際に活用できる早見表『新しい介護食品（スマイルケア食）の選び方』（以下「スマイルケア食の選び方」という。）も発表し、食べる機能や身体の状態に応じて、飲み込むことが難しい人向けの食品を「赤」の分類に、嚥むことが難しい人向けの食品を「黄」の分類に、さらに健康維持上栄養補給が必要な人向けの食品を「青」の分類とし、これらを、医療、介護関係者、メーカー、流通、利用者の誰もがわかりやすく使えるようフローチャートに整理をした。（図4）。

VI. 提供方法に関する検討について

上記のスマイルケア食の認知度向上のための普及ツールが策定されたことを受け、提供方法に関する



図2 スマイルケア食普及推進ロゴマーク

食べて元気！ スマイルケア食

作詞・作曲 佐藤 大祐
編曲 大野 正登 (Music Office SIMON)

1

ごはんの時間 いつも待ち遠しいとき
たがど今日はあんまり
食べる気が起きない
そんなときいつも 強い味方がいる
一度食べてみたら 君はとりにさ

食欲出てこない 最近度せてきた
そんなとき **青のマークの**

スマイルケア食を 食べて元気になろう
美味しく栄養たっぷり
力がみなぎるよ
いつだって楽しく ごはんを食べようよ
スマイルケア食食べたら
笑顔になれるよ

2

ごはんの時間 いつも待ち遠しいとき
たがど今日のはとつても
歯が痛くてつらい
そんなときいつも 強い味方がいる
一度食べてみたら 君はとりにさ

噛むたびに痛い 食事楽しくない
そんなとき **黄色のマークの**

スマイルケア食を 食べて元気になろう
弱い力でもごはんが
美味しく食べられる
いつだって楽しく ごはんを食べようよ
スマイルケア食食べたら
笑顔になれるよ

3

ごはんの時間 いつも待ち遠しいとき
たがど最近ずっと
上手く飲み込めない
そんなときいつも 強い味方がいる
一度食べてみたら 君はとりにさ

飲み込むのがつらい 食べるとよくむせる
そんなとき **赤のマークの**

スマイルケア食を 食べて元気になろう
安心しながらごはんが
美味しく飲み込める
いつだって楽しく ごはんを食べようよ
スマイルケア食食べたら
笑顔になれるよ

図3 スマイルケア食普及推進テーマソング

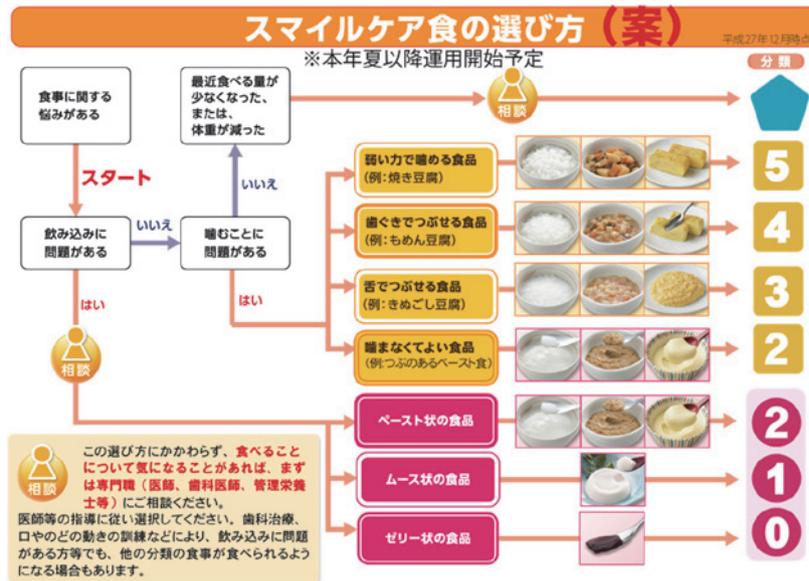


図4 スマイルケア食の選び方 (案) (平成27年12月時点)

ワーキングチームでは、「スマイルケア食」が必要な方々に入手しやすい環境を実現していくに当たって、「スマイルケア食」を製造・販売する各事業者が取り組むべき課題について検討し、ガイドラインとして整理した（平成27年3月公表）。

各事業者に「スマイルケア食」の製造・販売に積極的に取り組んでもらえるよう、本ガイドラインでは、商品開発や売場の展開における課題を、各事業者が共通して取り組むことが望ましいこと、業態ごとに取り組むことが望ましいことに分類して、事業の参考として活用いただくことを狙いとしている。

Ⅶ. 社会システムに関する検討について

高齢者の生活支援等に関しては、厚生労働省により、地域包括ケアシステムを構築し、医療・歯科医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を実現させようという各種施策が進められている。こうした中で、食に関する扱いについても、見直されてきており、今後、関係者の連携・参画を得て、地域包括ケアシステムの中で食に関する取組が重視されることが期待される。こうした中で、社会システムに関するワーキングチームでは、「スマイルケア食」

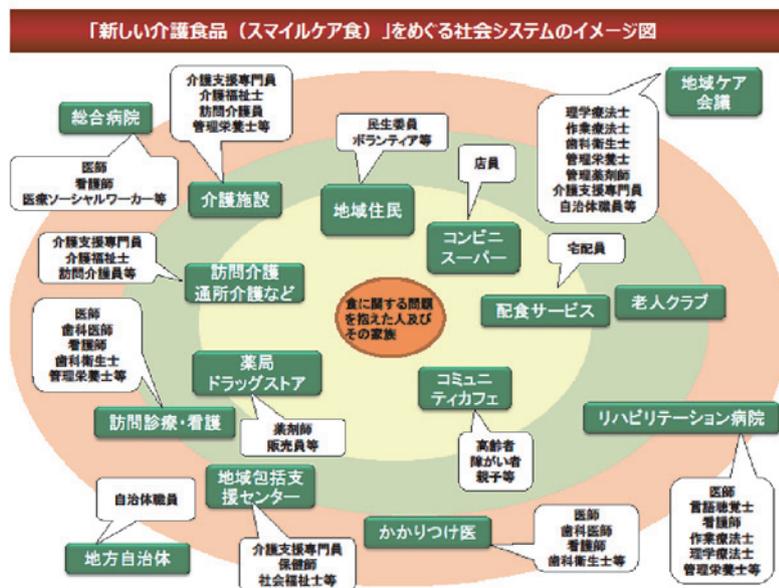


図5 「新しい介護食品（スマイルケア食）」をめぐる社会システムのイメージ図

を活用した食支援について、今後どういった取組が可能で、その際どういった課題があるのかを検討し、中間整理としてとりまとめたところである（平成27年3月公表）。今後は、介護を取り巻く制度の動向を見つつ、さらに、検討を深めていくこととしている（図5）。

VIII. 「スマイルケア食」の普及に向けて

これまでの検討結果を通じ、現在の介護食品市場は潜在需要があるとはいえ、依然としてマーケットが小さく、個々の企業がバラバラに対応しているために、介護食品が一つの商品群として認知されずに、必要な方に届かないために、需要が伸びにくい環境にあることが推測される。

現在、嘔むことや飲み込むこと等に悩んでいる多くの国民に、豊かな食生活を提供するためのマーケットを創出するための仕組みづくりを行うことが喫緊の課題であり、今後、「スマイルケア食の選び方」を、医療、介護関係者、メーカー、流通等介護食品に携わる方々の共通言語として活用いただき、また、民間企業が積極的に介護食品を開発し、マーケットに参入できるよう環境を整え、チャレンジしやすい社会を実現すべく、平成27年4月から「スマイルケア食普及推進会議」（以下、「普及推進会議」という。）を設置した。これまでの検討会議委員に加え、規格基準の設定に向けた知見を有する専門委員に御協力いただき、これまでの検討会議委員に加え、規格基準の設定に向けた知見を有す

る専門委員に御協力いただき、普及推進会議の下にワーキンググループを設けて「スマイルケア食の選び方」で示した分類について、具体的な運用方法の議論がなされてきたが、

①青の分類の食品については、後述のように一定の基準による自己適合宣言を行った商品について、申請に基づき利用を許諾（平成28年2月に運用開始）

②黄の分類の食品については、日本農林規格（JAS規格）を制定し、JAS品である場合に、利用を許諾する方向

③赤の分類の食品については、健康増進法に基づく特別用途食品（えん下困難者用食品）の許可を取得した商品に利用を許諾する方向
で議論が進められている。

また、分類そのものや分類に付す記号について、当初の「A」「B」「C」等アルファベットの表記から、数字による表記とし、さらに黄の食品については3分類から4分類とする等、病院から在宅療養に移行した利用者が、病院での利用情報をそのまま活用できるように、学会分類に準じたものに変更する方向で議論が進められている。

IX. 青マークの利用について

青の分類の食品については、本年2月1日に、スマイルケア食「青」マーク利用許諾要領を公表したところ。

栄養素等の主な基準は、当該食品100g当たり、エ

エネルギーが100 kcal以上、たんぱく質が8.1 g以上(液体の場合は、100 ml 当たりエネルギー 100 kcal、たんぱく質 4.1 g) となっている。

そのほかこの利用許諾要領では、アミノ酸組成のバランスや、特定の栄養素の過剰摂取につながらないよう配慮することを定めている。

マークの利用を希望する際は、当該商品がこの利用許諾要領に適合している旨を宣言（自己適合宣言）した上で、農林水産省ホームページより、申請の手続を行う。

事業者の皆様から「スマイルケア食の選び方」に沿った商品展開を行いたいという多くの声をいただいております。「スマイルケア食の選び方」がスマイルケア食の市場拡大に寄与し、併せて、利用者にとって使い易く信頼性の高い制度となるよう、引き続き、運用方法について検討を進めていくこととしている。

農林水産省では平成 28 年度予算において市町村と連携した地場産介護食品の開発・普及による支援を行っている。各地で地域の農水産物等を活用した介護食品が開発されることで、より多くの方々においしく

食べやすく親しみやすい「スマイルケア食」が届けられるようになればと考えている。

一方で、国内における、シンポジウムの開催や、関係学会等での講演や展示への参加といった「スマイルケア食」の普及推進活動も進めており、また、海外に向けても、昨年 1 月に開催された米国最大級の食品見本市「Winter Fancy Food Show 2015」および同年 8 月に香港で開催された「Food Expo 2015」において介護食品（スマイルケア食）の PR を行った。

国内だけでなく、海外においても展示等を通じて、「スマイルケア食を利用したい」という多くの声をいただいております。今後とも、専門職や食品事業者等と連携して、国内外への「スマイルケア食」の普及推進に取り組んでいくこととしている。

著者連絡先：桃野 慶二

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

Tel: 03-6744-2249

Fax: 03-3502-5336

E-mail: smile-care-foods@maff.go.jp